

【大阪府】（大阪市、堺市、豊中市、高槻市、枚方市、八尾市、東大阪市、寝屋川市、吹田市及び茨木市 以外）

（１）一般基準

屋上広告物	たて：建物の高さの２／３以内 よこ：建物の幅の範囲内
壁面広告物	たて：建物の高さの範囲内 よこ：建物の幅の範囲内

（２）表示方法等の制限区域における基準

次の沿線(両側500m以内)では、道路等からの後退距離や大きさ、高さなどの制限があります。
掲出場所によって規制内容が異なりますのでご注意ください。

① 名神高速道路など23路線沿線 【路線型表示制限区域】

23路線の指定は次のとおりです。

府県間高速道路等の 重要路線（9路線）	名神高速道路	
	西名阪道路	松原市大堀町と小川町の町界から奈良県界までに限る。
	阪和自動車道	堺市界から和歌山県界までに限る。
	一般国道1号（第二京阪道路）	府道大阪中央環状線との門真市大字葎島における交点から京都府界までに限る。
	府道大阪中央環状線	都市計画道路箕面山田線及び都市計画道路山田摂津線の部分に限る。
	府道南千里茨木停車場線	府道箕面摂津線との交点から終点までに限る。
	府道茨木摂津線	一般国道171号との交点から終点までに限る。
	府道箕面摂津線	都市計画道路大阪中央環状線との交点から府道南千里茨木停車場線との交点までに限る。
	東海道新幹線	
一般の表示制限路線 （13路線）	中国縦貫自動車道	中国池田インターチェンジから兵庫県界までに限る。
	一般国道1号(第二京阪道路を除く)	大阪市界から府道大阪中央環状線との守口市大日町における交点まで及び府道大阪中央環状線との門真市大字葎島における交点から京都府界までを除く。
	一般国道171号	兵庫県界から池田市界まで及び府道茨木亀岡線との交点から高槻市宮野町と天王町の町界までを除く。
	一般国道423号	都市計画道路御堂筋線の部分に限る。
	一般国道26号	
	一般国道170号	大阪外環状線の部分に限る。
	府道大阪中央環状線	都市計画道路大阪中央環状線の部分に限る。
	府道大阪高槻線	一般国道171号との交点から芥川との交点までを除く。
	府道大阪生駒線	大阪市界から西日本旅客鉄道株式会社片町線との交点までを除く。
	府道岸和田牛滝山貝塚線	一般国道26号との交点から府道春木岸和田線「岸和田市稲葉町362-3」との交点までに限る。
	府道泉大津美原線	都市計画道路松原泉大津線の部分に限る。
	東海道本線	
	阪急電鉄京都線	
住宅密集地等通過路線	阪神高速道路	大阪池田線・守口線・東大阪線・松原線（湾岸線を除く。）

この23路線の沿線では、用途地域により、重点制限区域・一般制限区域・制限緩和区域に分類され、規制の内容が異なります。

重点制限区域	・第二種低層住居専用地域　・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域
一般制限区域	・第一種住居地域　・第二種住居地域　・準住居地域 ・準工業地域　・工業地域　・工業専用地域 (・市街化調整区域)
制限緩和区域	・商業地域　・近隣商業地域

地域区分	路線区分	形式		自家用以外の広告物				自家用広告物	
				道路からの距離				道路からの距離	
				-50m未満	50m以上100m未満	100m以上200m未満	200m以上500m未満	-500m未満	
制限緩和区域	①～③ 路線共通	屋上 広告物	たて	建物の高さの2/3以内				同左	
			よこ	建物の幅の範囲内					
		壁面 広告物	たて	建物の高さの範囲内				同左	
			よこ	建物の幅の範囲内					
		その他の 広告物等	表示面積	50㎡以内			100㎡以内	大きさ・高さの規定なし	
			地上からの高さ	5m以内（広告塔は15m以内）					
一般制限区域	① 住宅密集地等通過路線	屋上 広告物	たて		建物の高さの2/3以内			同左	
			よこ		建物の幅の範囲内				
		壁面 広告物	たて		建物の高さの範囲内			同左	
			よこ		建物の幅の範囲内				
		その他の 広告物等	表示面積		30㎡以内		40㎡以内	大きさ・高さの規定なし	
			地上からの高さ		5m以内（広告塔は15m以内）				
	② 一般の表示制限路線	屋上 広告物	たて		建物の高さの2/3以内			同左	
			よこ		建物の幅の範囲内				
		壁面 広告物	たて		建物の高さの範囲内			同左	
			よこ		建物の幅の範囲内				
		その他の 広告物等	表示面積		30㎡以内		40㎡以内	大きさ・高さの規定なし	
			地上からの高さ		5m以内（広告塔は15m以内）				
	③ 府県間高速道路等の重要路線	屋上 広告物	たて		建物の高さの2/3以内				同左
			よこ		建物の幅の範囲内				
		壁面 広告物	たて		建物の高さの範囲内				同左
			よこ		建物の幅の範囲内				
			その他の 広告物等	表示面積		7㎡以内		大きさ・高さの規定なし	
				地上からの高さ		5m以内（広告塔は15m以内）			
重点制限区域	①～③ 路線共通	屋上 広告物	たて		建物の高さの1/3以内				同左
			よこ		建物の幅の範囲内				
		壁面 広告物	たて		建物の高さの1/2以内				同左
			よこ		建物の幅の範囲内				
		その他の 広告物等	表示面積		7㎡以内		大きさ・高さの規定なし		
			地上からの高さ		5m以内（広告塔は15m以内）				
			掲出できません						

※ は、通常の許可基準と同じ基準

② 阪神高速湾岸線、関西空港自動車道の沿線 【路線型表示制限区域】

これらの路線は、各都心部と空港を結ぶ主要なアクセスであり、他の路線沿線とは異なった制限が定められています。道路からの距離が200m未満の区域では、自家用以外の広告物が掲出できません。

地域区分	形式		自家用以外の広告物		7㎡を超える自家用広告物	
			道路等からの距離		道路等からの距離	
			-200m未満	200m以上500m未満	-200m未満	200m以上500m未満
工業系区域	屋上広告物	たて		建物高さの2/3以内かつ15m以内	同左	自家用以外の 広告物（道路からの 距離200m以上500m未満欄） に同じ
		よこ		建物の幅の範囲内		
	壁面広告物	たて		建物の高さの範囲内	同左	
		よこ		建物の幅の範囲内		
	その他の広告物等	表示面積		取付壁面の1/3以内	30㎡以内	
		表示面積		40㎡以内		
商業系区域	屋上広告物	たて		建物高さの2/3以内かつ15m以内	同左	
		よこ		建物の幅の範囲内		
		表示面積		1表示面積40㎡以内		
	壁面広告物	たて		建物の高さの範囲内	同左	
		よこ		建物の幅の範囲内		
		表示面積	掲出 でき ませ ん	取付壁面の1/3以内		
	その他の広告物等	表示面積		1壁面につき40㎡以内	1壁面につき30㎡以内	
		表示面積			40㎡以内	30㎡以内
住居系区域	屋上広告物	地上からの高さ			5m以内（広告塔は15m以内）	同左
		表示面積		40㎡以内		
		表示面積		40㎡以内		
	壁面広告物	たて		建物高さの2/3以内かつ15m以内		
		よこ		建物の幅の範囲内		
		表示面積		1表示面積40㎡以内		
	その他の広告物等	たて		建物の高さの範囲内		
		よこ		建物の幅の範囲内		
その他の広告物等	表示面積		取付壁面の1/3以内			
	表示面積		1壁面につき40㎡以内			
その他の広告物等	表示面積		40㎡以内			
	地上からの高さ		5m以内（広告塔は15m以内）			

*：道路からの距離200m未満での工業系区域の表示内容は、「自己の氏名，名称，社章，商標」に限る。

住居系地域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域 ・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域
商業系地域	・準工業地域 ・商業地域 ・近隣商業地域
工業系地域	・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域

③ 大阪府景観計画区域のうち、淀川等沿岸区域、大和川沿岸区域、北摂山系区域、生駒山系区域、金剛・和泉葛城山系区域 【面型表示制限区域】

これらの区域には、路線型表示制限区域とは異なり、下表の制限が定められています。
なお、この規制（面型）は、路線型の規制がかかる区域以外の区域にかかります。
（ただし、府道大阪生駒線、東海道本線（北摂山系区域に限る）、阪神高速道路大阪池田線、国道423号、名神高速道路（島本町区域）、阪和自動車道、国道26号（第二阪和国道部分）、西名阪道路、高速自動車国道関西国際空港線は例外的に双方の規制がかかります。）

地域区分	形式		自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物高さの2/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等		大きさ・高さの規定なし	同左
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物高さの1/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	山系区域の市街化調整区域は、7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	山系区域の市街化調整区域は、5m以内（広告塔は15m以内）	
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物高さの1/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	5m以内（広告塔は15m以内）	

※ は、通常の許可基準と同じ基準になります。

重点制限区域	・第二種低層住居専用地域 ・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域
一般制限区域	・第一種住居地域 ・第二種住居地域 ・準住居地域 ・準工業地域 ・工業地域 ・工業専用地域 ・市街化調整区域
制限緩和区域	・商業地域 ・近隣商業地域

④ 大阪府景観計画区域のうち、大阪湾岸区域 【面型表示制限区域】

これらの区域には、路線型表示制限区域とは異なり、下表の制限が定められています。
この規制（面型）は、路線型の規制がかかる区域以外の区域にかかります。
（ただし、阪神高速道路湾岸線、高速自動車国道関西国際空港線は例外的に双方の規制がかかります。）

地域区分	形式		自家用以外の広告物	自家用広告物
制限緩和区域	屋上広告物	たて	建物高さの2/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等		大きさ・高さの規定なし	同左
一般制限区域	屋上広告物	たて	建物高さの1/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	市街化区域は、20㎡以内、1面10㎡以内 市街化調整区域は、7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	5m以内 (広告塔は15m以内)	
重点制限区域	屋上広告物	たて	建物高さの1/3以内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	壁面広告物	たて	建物の高さの範囲内	同左
		よこ	建物の幅の範囲内	
	その他の広告物等	表示面積	7㎡以内	大きさ・高さの規定なし
		地上からの高さ	5m以内 (広告塔は15m以内)	

※ は、通常の許可基準と同じ基準になります。

重点制限区域	・第二種低層住居専用地域　・第一種中高層住居専用地域 ・第二種中高層住居専用地域
一般制限区域	・第一種住居地域　・第二種住居地域　・準住居地域 ・工業地域　・工業専用地域　・市街化調整区域
制限緩和区域	・商業地域　・近隣商業地域　・準工業地域

⑤ 古墳周辺区域【面型表示制限区域】

非 自 家 用 広 告 物	古墳周辺一般区域・古墳周辺特別区域 共通			
	屋外広告物 壁万・突出広告物 自立広告物		掲出禁止	
自 家 用 広 告 物	古墳周辺一般区域			
	用途地域 種類		住居系地域	商業系地域 (商業地域・近隣商業地域)
	屋外広告物		掲出禁止	
	壁面・ 突出 広告物	大きさ	広告面の面積 ・取付壁面の1/3以内 ・1敷地あたり10㎡以内 ・壁面の高さ・幅以内	広告面の面積 ・取付壁面の1/3以内 ・1敷地あたり：＜規制無し＞ ・壁面の高さ・幅以内
		位置	地上から最上端までの高さ：6m以内	＜規制なし＞
	自立 広告物	大きさ	広告面の面積 ・1面の面積5㎡以内 ・1敷地あたり10㎡以内	広告面の面積 ・1面の面積10㎡以内 ・1敷地あたり20㎡以内
		位置	地上から最上端までの高さ：6m以内	地上から最上端までの高：10m以内
			個数	広告塔は1敷地あたり2個以内
	古墳周辺特別区域			
	屋上広告物		掲出禁止	
	壁面・突出広告物		「古墳周辺一般区域」の基準を満たし、かつ、1敷地あたり広告面の面積7㎡以内（許可手続不要） (壁面・突出・自立広告物を合わせた広告面の面積)	
	自立広告物			

※1敷地あたりの広告面の面積が7㎡以内の自家用広告物も、上記の基準を満たさないものは設置できません。

⑥ 表示制限物件(電柱や停留所標識を利用する広告物)

電柱や停留所標識は、広告物の表示方法が制限される物件であり、これらを利用する場合、次の規制がかかります。禁止区域内や許可区域内で電柱等に広告物を掲出しようとする場合は、この規制内容が許可基準となります。
電柱や停留所標識を利用して広告物を掲出する場合、次のような規制があります。

	電 柱 を 利 用 す る 広 告 物 等		停留所標識を 利用する広告物等
	突き出して取り付けるもの	巻き付けて取り付けるもの	
大 き さ	①府及び知事の管理する道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 1.2 m以内 ・横 0.45m以内 ②①以外の道路の電柱に取り付ける場合 ・縦 2.0 m以内 ・横 0.5 m以内	・縦 1.5 m以内 ・横 電柱の円周の範囲内	・縦 0.45 m以内 ・横 0.45 m以内
掲 出 位 置	・地上から最下端までの距離 4.5 m以上（歩道上3.0 m以上） ・電柱との間隔 0.15m以内	・地上から最下端までの距離 1.2 m以上	・地上から最下端までの距離 0.7 m以上
掲 出 数	電柱1本につき1個	電柱1本につき1個 (道路標識を掲出している電柱には、掲出してはならない。ただし、新設又は既設の道路標識の効用を妨げないものである場合は、この限りでない。)	2面以内 (進行車両の非対向面・歩道側面に限る)
色 彩 等	①地色は、電柱を利用する広告物等にあつては白色又は白以外の色で彩度が低いもの、停留所標識を利用する広告物等にあつては赤色、黄色その他これらに類する色以外の色 ②蛍光塗料以外の塗料 *①②とも看板の場合に限っての制限		